

防災対策特別委員会（所管事項説明）

令和元年5月29日（水）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時43分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査について並びに所管事項説明聴取についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおり、南海地震対策をはじめとする防災対策に関する調査についてであります。

まず、所管事項について、理事者から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事項の説明】（説明資料）

折野危機管理部長

それでは、本委員会の付議事件であります南海地震対策をはじめとする防災対策関係に係る所管事項につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。令和元年度歳入歳出予算の総括でございます。一般会計の総額は、左から2列目の一番下、計欄に記載のとおり、448億4,346万8,000円となっております。

2ページをお開きください。県土整備部所管の公用地公共用地取得事業特別会計でございます。最下段計欄に記載のとおり、5億円を計上いたしております。

次に、病院局所管の病院事業会計につきましては、最下段計欄に記載のとおり、2,055万円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。危機管理部関係の所管事項につきまして、御説明を申し上げます。組織図についてでございますが、3ページから5ページにかけて記載のとおり、危機管理政策課をはじめ、とくしまゼロ作戦課、消防保安課、防災人材育成センター、県民くらし安全局の安全衛生課におきまして、併任、兼務、派遣職員を含め、職員総数100名の体制で所管業務を行っております。各課の事務分掌につきましては、6ページから9ページに記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。令和元年度一般会計予算の状況でございます。まず、危機管理政策課でございます。防災総務費の摘要欄①、キの創造的復興実装事業は、大規模災害からの速やかな復旧・復興を目指す徳島県復興指針の策定等に要する経費、また、クの災害マネジメント力向上事業は、徳島県災害マネジメント総括支援員の養成等に要する経費でございます。消防指導費の摘要欄①、消防学校運営費は、消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施する経費でございます。その他の経費と合わせまして、危機管理政策課の予算総額は、1億5,866万8,000円でございます。

11ページをお開きください。とくしまゼロ作戦課であります。防災総務費の摘要欄①、コの進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業は、地震、津波対策に加え、複合災害対策に取り組む市町村への支援等に要する経費であり、サの被災者生活再建支援基金出資金は、自然災害により生活基盤に著しく被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出するものでございます。防災総務費の摘要欄②、アの総合情報通信ネットワークシステム運営事業費は、県、市町村をはじめとする防災関係機関を結ぶ防災情報通信ネットワークシステムの運営管理に要する経費でございます。その他の経費を合わせたとくしまゼロ作戦課の予算総額は、8億2,810万9,000円となっております。

12ページをお願いいたします。消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費は、消防防災ヘリコプターの運航及び管理等に要する経費でございます。次に消防指導費の摘要欄①、エの地域を守る「消防団」活性化推進事業は、学生や女性、消防団OBなどの多様な人材による消防団の活性化に要する経費でございます。オの「少年消防クラブ交流会全国大会」開催事業は、今回で3回目となる少年消防クラブ交流会全国大会の開催に要する経費でございます。その他の経費を合わせた消防保安課の予算総額は、2億3,281万7,000円となっております。

最後に、安全衛生課でございます。予防費の摘要欄①、アの災害救助犬等育成スキルアップ事業は、認定された災害救助犬のスキルアップや活動支援に要する経費でございます。安全衛生課の予算額は、495万円となっております。

以上、危機管理部の令和元年度当初予算額は、合計欄に記載のとおり、12億2,454万4,000円となっております。

13ページをお願いいたします。繰越明許費の状況でございます。防災対策指導費で2,598万8,000円の繰越しを計上しております。

14ページをお願いいたします。債務負担行為の状況でございます。徳島県消防防災航空隊事務所止水板設置工事請負契約といたしまして、令和2年度執行分として限度額8,175万円を設定いたしております。

15ページをお願いいたします。重点事業でございます。①の大規模災害からの「創造的な復旧・復興」では、アの復興プロセスの可視化として、（ア）大規模災害からの速やかな復旧、復興を実現するため、徳島県復興指針を策定し、この指針を踏まえ、事前復興ロードマップを作成する市町村への支援を行います。イの応援・受援体制の確立では、（ア）徳島県災害マネジメント総括支援員等の養成や市町村の受援対応研修を実施するほか、（イ）発災前後における自治体の災害対応業務について、時間軸により整理した災害対応フローを策定いたします。

次に、②の県土<sup>きょうじん</sup>強<sup>きょうじん</sup>靱化の推進では、アの災害対応力の強化として、（ア）徳島県国土強<sup>きょうじん</sup>靱化地域計画の改定や、（イ）南海トラフ巨大地震等における死者ゼロの実現及び、あらゆる災害における被害の最小化を図るため、市町村等が実施する防災・減災対策に対しきめ細やかな支援を行います。また、（ウ）臨時情報を活用し、徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針を踏まえた体制を整備いたします。

16ページをお願いいたします。イの地域防災力の強化では、（ア）消防団の活性化を図るため、学生や女性、消防団OB等、多様な人材の活用による団員の確保や、経済団

体との連携による支援の環境づくりを推進するとともに、（エ）県南部、県西部の防災拠点である南部防災館及び西部防災館につきまして、平時・災害時のリバーシブルな活用を推進して参ります。

危機管理部の所管事項についての説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく願いいたします。

#### 仁井谷保健福祉部長

それでは、保健福祉部関係の所管事務につきまして、17ページ以下を御覧ください。まず、組織図についてでございます。17ページから18ページにかけて記載をしておりますとおり、保健福祉部におきましては、保健福祉政策課、以下6課2室の64名の体制で事務を担当しております。

続きまして、19ページから20ページでございます。各課の事務分掌を記載しております。

続きまして、委員会資料の21ページをお願いいたします。令和元年度の当初予算の状況でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、保健福祉政策課でございますが、右の摘要欄②のイ、福祉避難所運営体制強化事業費といたしまして、福祉避難所の運営訓練等の実施や、資機材の整備などで1,200万円余。また、下の欄の医療政策課の医務費の摘要欄①のイ、災害派遣医療チーム体制整備事業費、いわゆるDMA Tでございます。その養成の研修あるいは機材の整備といたしまして1,500万円余。また、オの災害医療活動通信環境強化事業費といたしまして、災害時の保健所等との通信環境を確立するため、衛星通信設備の整備600万円余を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。健康づくり課の精神衛生費の摘要欄①のア、災害派遣精神医療チーム体制整備事業費、いわゆるD P A Tでございますが、こちらも人材の養成、機材の整備などで390万円余を計上いたしております。また、中ほど薬務課の関係でございます。摘要欄①のア、災害時緊急医薬品備蓄供給事業費として1,000万円。それから下から3段目でございます。障がい福祉課の関係で摘要欄①のア、障がい者交流プラザ機能強化事業費といたしまして、今年の3月に障がい者交流プラザが徳島市の福祉避難所として指定をされております。こちらでの環境整備といたしまして資機材の確保、自家発電の整備等に要する経費3,200万円余を計上いたしております。これらトータルいたしまして保健福祉部関係では6億535万9,000円を計上いたしております。

続きまして、23ページの繰越明許費の状況でございます。保健所費、医務費、老人福祉施設費、障がい者福祉費といたしまして、合計4億9,340万7,000円をお認めいただいております。

続きまして、24ページをお願いします。債務負担行為の状況でございます。徳島県立障がい者交流プラザ自家発電設備改修工事請負契約において、令和2年度の支出予定額といたしまして6,000万円を設定いたしております。

最後に25ページの重点事業でございます。災害対応力の強化と災害時要配慮者への支援といたしまして、保健、医療、福祉分野における災害時対応能力の向上を図るため、

医療機関等と連携し、必要な体制整備を行う。また、災害時の情報共有が円滑に行われるよう災害時情報共有システムの運用を行っていく。それから、災害時の要配慮者の安全、安心を確保するため、運営訓練等の実施や多職種連携によるネットワークの構築、市町村が実施する資機材整備等を支援していくこととしております。

保健福祉部関係の説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願い致します。

#### 手塚農林水産部長

それでは、農林水産部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総括でございます。上から3段目の農林水産部の令和元年度当初予算は、総額127億808万5,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと、17億5,304万1,000円の増となっております。

次に、26ページをお開きください。組織図でございます。

水産振興課、その下段、農林水産基盤整備局としまして、農山漁村振興課、27ページに移りまして、生産基盤課、森林整備課の合計4課で、担当職員は、兼務1名、併任1名、派遣1名を含め、63名でございます。各課の事務分掌につきましては、28ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、30ページをお開きください。令和元年度当初予算の状況でございます。まず、水産振興課でございますが、水産業振興費におきまして、漁村の活性化や防災力の向上に向け、漁業共同利用施設や避難施設等の整備への支援に要する経費として、1,000万円を計上しております。

次に、農山漁村振興課でございます。1段目の土地改良費、摘要欄①のア新規事業農業版BCP現場力強化事業では、土地改良区におけるBCPの策定促進や災害に備えた現場対応力の強化に要する経費として、90万円、2段目の農地調整費、摘要欄①の地籍調査費では、津波災害や山地災害などの防災・減災関連の重点エリアにおける地籍調査に要する経費として、10億円など、合計で、10億590万円となっております。

次に、生産基盤課でございます。土地改良費、摘要欄①の県単独土地改良事業費では、農地海岸保全施設や地すべり防止施設の耐震対策などに要する経費として、550万円、摘要欄②の基幹農道整備事業費及び摘要欄③の広域営農団地農道整備事業費では、緊急輸送道路を補完する農道の整備に要する経費として、それぞれ、7,744万7,000円と10億6,179万8,000円、31ページに移りまして、1段目の農地防災事業費では、農地の保全や、農業用ため池等の農業水利施設、護岸等の海岸保全施設に対する自然災害の未然防止などに要する経費として、17億384万7,000円、2段目の漁港管理費、摘要欄①の県管理漁港維持補修費では、漁港区域の放置艇のうち、沈船、廃船の撤去等に要する経費として、360万円、3段目の漁港建設費、摘要欄②の水産物供給基盤機能保全事業費では、漁港施設の長寿命化対策や機能強化に要する経費として、5億3,310万円など、32ページに移りまして、合計で、56億9,970万円となっております。

次に、森林整備課でございます。1段目の林道費、摘要欄①の森林基盤整備事業費では、森林の適切な整備や、緊急輸送道路を補完する林道の整備に要する経費として、19

億3,082万5,000円、2段目の治山費では、荒廃山地の復旧や山地災害の未然防止を図るための公共事業に要する経費として、27億2,546万円、33ページに移りまして、2段目の災害林道復旧費、3段目の治山施設災害復旧費（農林水産施設）、34ページに移りまして、1段目の治山施設災害復旧費（土木施設）では、災害復旧に要する経費として、それぞれ、11億5,500万円、420万円及び1億7,700万円など、合計で59億9,248万5,000円となっております。

次に、35ページを御覧ください。継続費の状況でございます。新築橋上部工架設事業<sup>しんやなぼし</sup>につきまして、年割額、支出状況等は資料に記載のとおりでございます。

次に、36ページをお開きください。繰越明許費の状況でございます。36ページから37ページにかけて記載のとおり、総額84億5,382万2,000円の繰越枠を御承認いただいております。

次に、38ページをお開きください。債務負担行為の状況でございます。それぞれ、限度額の欄に記載しております額を限度として、御承認いただいております。

次に、39ページを御覧ください。農林水産部の重点事業につきまして、御説明いたします。異常気象や高まる自然災害リスクに対応するため、15か月型県土強靱化<sup>きょうじん</sup>予算により、大規模自然災害を迎え撃つ農山漁村地域の強靱化を進めてまいります。1の農地防災事業等の推進では、農地、農業用施設に対する被害の未然防止や、被災後の早期復旧、復興に資する減災対策等を推進いたします。2の緊急輸送道路を補完する農道、林道事業の推進では、災害時に、緊急輸送道路を補完する機能を有する農道、林道の整備を推進いたします。3の治山事業の推進では、台風や集中豪雨、地震等の自然災害から、県民の皆様の生命・財産を守るため、山地災害の未然防止対策や長寿命化計画に基づく治山施設の機能維持を推進いたします。4の漁業における防災・減災対策等の推進では、漁村における防災・減災力の向上への支援や護岸整備等の事業を推進いたします。

農林水産部の所管事務につきましては、以上でございます。なお、報告事項は、ございません。よろしくお願いいたします。

#### 北川県土整備部長

それでは、県土整備部関係の所管事務につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料の40ページをお開きください。当委員会に関係する、防災対策の組織につきましては、このページから43ページに記載のとおり、建設管理課、用地対策課、高規格道路課、道路整備課、都市計画課、住宅課、建築指導室、河川整備課、流域水管理課、砂防防災課、運輸政策課、の10課1室で、担当職員数は、151名でございます。

各課の事務分掌につきましては、44ページから、48ページに記載のとおりでございます。次に、県土整備部関係の令和元年度当初予算について、御説明申し上げます。

49ページを御覧ください。まず、建設管理課におきましては、大規模災害時の建設企業の事業継続を支援する経費として、500万円を計上しております。高規格道路課におきましては、命の道となる緊急輸送道路の整備に要する経費として、5,225万円を計上しております。道路整備課におきましては、道路改築事業費や緊急地方道路整備事業費として緊急輸送道路の整備や橋梁<sup>りょう</sup>耐震化の推進に要する経費など、合計で、54億8,758万

6,000円を計上しております。

50ページをお開きください。都市計画課におきましては、応急仮設住宅用地の確保に要する経費や都市公園等における防災機能の強化に要する経費として、合計で1億7,050万円を計上しております。次に、住宅課におきましては、木造住宅等の耐震化の支援に要する経費など、合計で、5億5,900万5,000円を計上しております。

次に、51ページを御覧ください。河川整備課におきましては、河川改修をはじめ、豪雨災害に対する施設整備や那賀川和食、土佐地区における堤防整備等に要する経費など、合計で、65億7,735万9,000円を計上しております。

52ページをお開きください。流域水管理課におきましては、ダムの機能強化に向けた管理設備の改良等に要する経費として、8,300万円を計上しております。砂防防災課におきましては、砂防工事や地すべり対策に要する経費、災害復旧に要する経費など、合計で、139億5,577万9,000円を計上しております。

54ページをお開きください。最後に、運輸政策課におきましては、海岸保全施設の整備に要する経費など、合計で、15億4,778万5,000円を計上しております。

続いて、特別会計でございます。用地対策課が所管しております公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、公用公共用地の先行取得に要する経費といたしまして、5億円を計上しております。

55ページを御覧ください。継続費の状況でございます。道路整備課が所管する落合2号トンネル新設事業と京田トンネル新設事業につきまして、それぞれ記載の継続費を設定しております。

次に、56ページをお開きください。繰越明許費の状況でございます。一般会計におきまして、このページから60ページにかけて記載のとおり、合計で217億8,742万6,000円の繰越明許費について、さきの2月定例会におきまして、御承認を頂いております。

61ページを御覧ください。このページから62ページにかけましては、債務負担行為の状況でございます。道路改築事業工事請負等契約のほか21件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載しました額の債務負担行為を設定しております。

63ページを御覧ください。地方債の状況でございます。公用地公共用地取得事業特別会計におきまして、4億7,450万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることといたしております。

次に、64ページをお開きください。県土整備部の重点事業でございます。県土整備部におきましては、近年頻発、激甚化するあらゆる自然災害に対応し、県土強<sup>きょうじん</sup>靱化を着実に推進してまいります。まず、浸水被害の軽減を図る治水対策や命を守る土砂災害対策をハード、ソフト一体として、推進してまいります。また、南海トラフ巨大地震などに備え、堤防、橋梁<sup>りょう</sup>などの補強をはじめ、命の道の整備や、木造住宅の耐震化、ブロック塀の安全対策などを実施してまいります。

最後に、都市公園の防災機能強化や大規模災害の発生に備え、応急仮設住宅用地の確保に努めるとともに、四国8の字ネットワークをはじめとする高速道路等の整備を促進してまいります。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項はございません。御

審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

勢井病院局長

それでは、病院局関係の所管事務に関しまして、御説明申し上げます。

66ページをお開きください。当委員会に関係します病院局の組織についてでございますが、総務課の1課で主に担当しており、担当職員数は、6名でございます。

課の事務分掌につきましては、下段に記載のとおりでございます。

続いて67ページを御覧ください。令和元年度の当初予算の状況でございますが、病院事業会計として、2,055万円を計上いたしております。内容といたしましては、摘要欄①に記載のとおり、三好病院改築等事業費として、三好病院におきまして、平時と災害時、いずれの場合にも活用できる井戸水の設備を整備し、ライフラインの多重化を図り、災害拠点病院としての更なる機能強化を図るものでございます。

次に68ページをお開きください。病院局の重点事業でございますが、医療機能の強化、向上として、中央病院においては、本県医療の中核拠点として、急性期救急医療、災害医療等で県の中心的な役割を、また、三好病院では、四国中央部の中核拠点としての役割とともに、津波被害時には、沿岸部への後方支援等の役割を、海部病院では、南海トラフ巨大地震を迎え撃つ先端災害医療拠点としての役割を、それぞれ担ってまいります。

以上をもちまして、病院局関係の所管事務の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。よろしくお願ひ申し上げます。

美馬教育長

それでは、教育委員会関係の所管事務の概要をお手元に配付の資料によりまして、御説明申し上げます。

説明資料の69ページをお開きください。当委員会に関係する教育委員会の防災対策の組織についてでございますが、施設整備課、体育学校安全課の2課、職員数16名で担当しております。

70ページをお開きください。各課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

71ページを御覧ください。令和元年度当初予算の状況でございますが、施設整備課におきまして、高等学校費の学校建設費の①高校施設整備事業費といたしまして、県立学校施設の整備に要する経費として、4億9,080万6,000円を計上いたしております。

次に、体育学校安全課におきまして、保健体育総務費の①学校安全管理指導費といたしまして、学校における防災教育の充実と防災体制の確立を図るための経費として、1,527万6,000円を計上いたしております。

72ページをお開きください。繰越明許費の状況についてでございますが、高校施設整備事業費等、4事業につきまして、合計9億4,993万2,000円の繰越しを先の2月定例会において、議決いただいております。

73ページをお開きください。債務負担行為の状況についてでございますが、高校施設整備事業工事請負契約につきまして、債務負担行為を設定し、円滑な実施に努めている

ところでございます。

74ページを御覧ください。重点事業についてでございます。第1点目は、耐震対策等の推進でございます。県立学校施設について、耐震改修や中核的な避難所として施設の整備を推進するとともに、市町村立学校施設の耐震対策等を促進してまいります。

第2点目は、防災教育の充実と防災人材の育成でございます。地震や津波、風水害等の災害発生時における児童生徒の安全確保に向けて、発達段階に応じた防災教育の充実を図り、地域と連携した防災活動に取り組むことにより、地域防災を担う人材の育成を推進してまいります。

以上で、教育委員会関係の所管事務についての説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

尾田警備部長

それでは、警察本部関係について、御説明申し上げます。まず、説明資料の1ページをお開きください。令和元年度防災対策特別委員会に係る歳入歳出予算の総括について、御説明いたします。一般会計の下から2段目でございますように、警察本部の防災関係に係る予算額は、13億6,113万4,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして、8億2,985万8,000円の増額となっております。その財源内訳といたしましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、説明資料の75ページをお開きください。警察本部の警備部の災害関係の組織図及び事務分掌につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、76ページをお開きください。令和元年度当初予算の状況についてでございますが、まず、警察施設費でございますが、表の右側摘要欄に記載のとおり、警察署整備事業費として、新防災センター、徳島中央警察署施設整備事業、阿南警察署庁舎などの警察施設防災機能強化事業、警察航空隊の止水板設置事業に要する経費といたしまして13億4,516万7,000円という状況であります。

次に、警察活動費でございますが、警察装備費として、徳島県災害時快適トイレ計画に基づく、簡易トイレの整備などに要する経費169万4,000円、一般警察活動費として、中国四国管区広域緊急援助隊合同訓練の開催に要する経費407万3,000円、交通安全施設整備事業費として、停電時、信号機に自動で電源を供給し、正常に作動させる、信号機用電源付加装置の整備に要する経費1,020万円という状況であります。

次に、77ページをお開きください。繰越明許費の状況について、御説明いたします。令和元年度へ繰り越した事業は、管理運営費として、警察施設のブロック塀の安全対策に要する経費のうち、1億5,966万4,000円について御承認を頂いております。

次に、78ページをお開きください。債務負担行為の状況についてでございますが、警察署整備事業業務委託契約として、徳島中央警察署施設整備における建設モニタリング支援業務944万9,000円、徳島県警察航空隊事務所止水板設置工事請負契約7,425万円、この二つについては、それぞれ令和元年度及び令和2年度の2か年で実施することとしており、債務負担行為として、御承認いただいております。

最後に、説明資料の79ページをお開きください。県警察としましては、大きく三つの



重点事業を推進することとしております。第1点目は、初期対応能力の向上でございます。さきの東日本大震災の反省、教訓に加えまして、昨年発生しました平成30年7月豪雨における被災地への特別派遣の経験等を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとした自然災害発生時において、警察署や機動隊の初期対応が、迅速かつ的確に行われるよう、定期的に訓練を実施することといたしております。

第2点目は、防災関係機関等との連携の強化でございます。防災関係機関、自主防災組織、地域住民等が行う防災訓練等に警察も積極的に参加することにより、地域に密着し、かつ、住民との協働による早期避難誘導等の災害対策が推進できるよう連携強化を図ることといたしております。

第3点目は、広域的な連携の強化でございます。令和元年度には、中国四国管区広域緊急援助隊合同訓練を徳島県で開催予定であります。他県の警察や防災関係機関との広域的な連携強化を図るとともに、実践的な救出、救助訓練を実施し、練度の向上に努めることといたしております。

警察本部関係は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

#### 西沢委員長

以上で、説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、質疑につきましては、所管事項に関するもの及び特に緊急を要する案件にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。また、質疑時間につきましては、委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 達田委員

防災の所管といいますと非常に範囲が広くて問題点も山積みという状況だと思っておりますけれども、1点だけ、お尋ねしておきたいと思っております。この中で、橋梁の修繕とか、そういうことが入っているんですが、県土強<sup>きょうじん</sup>靱化ということで、老朽化した橋の耐震化とか、補修とかそういうことをずっと続けておられると思うのです。今年の令和元年度、国に対するいろいろな要望、政策提言をされていると思うのですけれども、徳島県の場合は非常に大きな橋も多いということで、50年を過ぎる橋がどんどん増えていくというようなことで、これの対策、国に対しても、きちん<sup>りょう</sup>としてもらいたいということで要望しているようなのですけれども、今現在、県内で橋梁の状況、老朽化している橋、そしてそれがきちん<sup>りょう</sup>と修理されたり、耐震化されたりしているという、どういう状況になっているのか教えていただけたらと思っております。

#### 川口道路整備課長

ただいま、達田委員から老朽化している橋梁<sup>りょう</sup>の状況について質問を頂きました。まず1点目、点検の状況でございますけれども、県管理橋梁<sup>りょう</sup>のうち、架設後50年を経過している橋梁<sup>りょう</sup>は、平成30年度末時点で1,173橋ございます。橋梁<sup>りょう</sup>につきましては、平成26年

度から道路法におきまして、5年に1回の頻度で点検が義務付けられまして、昨年度までに全ての橋梁において、定期点検を終えたところであり、点検結果に基づきまして、長寿命化修繕計画を策定し、順次、修繕工事を実施しているところでございます。

また、耐震改修のほうでございますけれども、これにつきましては、橋長15メートル以上の橋梁が基本となりますけれども、緊急輸送道路の橋梁をはじめ、515橋を優先的に耐震化工事を行うこととしており、そのうち平成30年度末までの橋梁耐震化の進捗状況につきましては443橋が完了いたしまして、耐震化率は86パーセントとなっております。

達田委員

それぞれ数で言いますと、あと残っているのは何橋になるんでしょうか。

川口道路整備課長

残りの状況というお話を頂きました。まず点検結果に基づきまして、修繕を進めていくというようなことでございますけれども、一応、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、一通り昨年度までに点検のほうは終了してございます。この中で、点検要領においては、四つの区分に分類をするようになっておりまして、まず判定区分1が健全、判定区分2が予防措置段階、判定区分3が早期措置段階、判定区分4が緊急措置段階というようなことでございます。このうち平成30年度の定期点検結果につきましては、現在集計中でございますけれども、平成29年度までの結果によりまして、判定区分4の緊急措置段階の橋梁は県管理としては無いという状況でございます。判定区分3の橋梁が351橋梁、判定区分2の橋梁が1,518橋梁、判定区分1の橋梁が140橋梁ということでございます。こうした中で、判定区分3に該当する351橋梁のうち117橋梁においては、現在、修繕工事に着手をしているという状況でございます。

また、耐震化につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、443橋が完了しているということで、残りは72橋という状況でございます。

達田委員

まあ、非常にこれもお金が掛かるんじゃないかと思うんですけれども、全国屈指の橋梁の多さということで表に出ているんですけれども、2036年で1,703橋、これが50年以上過ぎていて。これら非常に技術的に高い技術で造られているので、橋が壊れるとか、落ちるとか、私達全然そういう心配はしてないんですけれども、それにしましても、やっぱり修繕していかないと危ないところも出てくるのではないかと思うんですけれども、きちんと修繕していくお金はどうやってやっていくのか。これは非常に長い、2036年まで出ているので、私達は当然それを見届けるということはないと思うんですけれども、県として、どのように整備を進めていかれるのか、予算は、どうなるのか教えていただけたらと思います。

川口道路整備課長

予算をどうやって確保していくかというような御質問を頂きました。確かに、数もかなり多くて予算もこれから非常に必要になってくるというところでございます。そうしたと

ころもあるということで、やはり、緊急性、それから橋の状況それから地域性、そうしたものを総合的に勘案しまして、優先順位をつけてやっていくというような形で、計画的戦略的に進めたいと考えてございます。その中でやはり、その必要性をまずは財政当局とかと予算折衝の中できっちりと説明をしていくとともに、当然国についても政策提言等で、やはり国の手助けを頂きたいということで、そうしたものを補助的なもので頂けないかというようなことで、政策提言を行い、必要な予算をできる限り確保する努力を進めてまいりたいと考えてございます。

#### 達田委員

東日本大震災の時に、直後に訪問いたしまして、ものすごく大きな石であるとか、材木、そういうものが流されてきて、橋にぶつかって、橋の手前がえぐれているわけです。それで通行止めになっているというような、そういう風景を見ました。ですから、災害の後でいろいろな緊急物資とか、輸送もしなければいけないんだけど、その道が閉ざされてしまいますと、どうしようもなくなってしまいますので、やっぱり本当に大事に対策を早め早めにしていく必要があるのではないかなということを感じているわけですので、是非その点をよろしく願いしておきたいと思います。今日は説明をずっとお聞きいたしまして、通告もしてないので、数が分からないと思うんですけども、今後、また次の委員会でも是非出していただけたらありがたいんですが、この中でいろいろな対策をされています。何といたしましても現状がどうなのかということをつかんで、そして、やっていかないといけないと思うのです。先ほども橋梁<sup>りょう</sup>の点検をしてきたということなんですが、例えば土石流が発生する場所がどれだけかとか、堤防が決壊しないのかとか、ブロック塀が倒壊しないのかとか、いろいろな所の身近な危険箇所の点検というのが大事ではないかと思うのです。そうでないと対策は立てられないと思うんですけども。これらについて、もう既に点検を終えているとか、対策にかかっていますということがありましたら報告いただき、また、今持ち合わせがないということでありましたら、また次の委員会でお尋ねしていきたいと思いますので、いかがでしょうか。堤防、土石流、ブロック塀など、ほんの一部申し上げたんですけども。

#### 赤堀河川整備課長

ただいま、達田委員より堤防の決壊等についての御質問を頂きました。先ほどの話の中に、平成29年度の九州北部豪雨や、昨年度の7月豪雨など最近も豪雨が発生しておりますけれども、そういった時に流木等が多く流れ、橋に掛かるというお話がございました。そういった対策につきましては、昨年度9月補正予算や、防災・減災、国土強靱化<sup>きょうじん</sup>のための3か年緊急対策の予算を活用し、順次、洪水を安全に流し切る対策を進めております。また、例えば、和食・土佐地区で平成26年に大きな被害を受けましたけれども、床上浸水対策特別緊急事業などを実施して、再度災害防止にも取り組んでいるといった状況でございます。

#### 山名砂防防災課長

先ほどの達田委員から、土砂災害に関する危険箇所がどうなっているのかという御質問

がございました。県内には、土砂災害に関する危険箇所としまして、全部で1万3,001か所がございました。その箇所につきましては、より危険性のある箇所を明らかにするために現地に入りまして、基礎調査を進めてまいりました。その結果、1万2,368か所の土砂災害警戒区域を指定していく箇所が明らかになりまして、今現在その土砂災害警戒区域の指定と、プラス土砂災害で言いますと、ソフト対策にはなりますけれども、危険な箇所を明らかにして、住民の方々にお知らせをしまして、何かあったときには事前に速やかに避難していただくという形でソフト対策を進めているところでございます。併せまして、ハード対策のほうにつきましても、砂防堰堤<sup>えん</sup>、それから、地滑り対策、それから急傾斜地の対策と、砂防ハード対策とソフト対策を併せまして、この地滑り対策、土砂災害対策というものを進めているところではございます。

#### 朝倉森林整備課長

山地災害につきましては、山地災害危険地区というのを県内3,765か所で指定しております。この山地災害危険箇所のうち、危険な箇所を抽出いたしまして、山地災害や土木技術に関する専門知識を有する建設業や市町村職員、県職員のOBなど、183名を山地防災ヘルパーに認定し、県市町村職員とともに危険箇所のパトロールや治山施設の安全点検を実施いたしております。今年度の実施箇所地につきましては、申し訳ございませんが、まだ把握できませんので、後ほどお知らせいたします。

#### 高島住宅課建築指導室長

ブロック塀につきましては、平成21年から24年の間にかけては、徳島市を除く県内の都市計画区域及び海陽町等の県南沿岸の集落について調査しておりまして、約6万7,737か所を調査いたしました。そのうち調査した結果733か所が危険なブロック塀と判断いたしまして、昨年度その733か所を再調査いたしまして、一部24件が撤去済み、40件が改築済みということで、残りの所有者に関しては、パンフレット等を配布して、補助金等の周知を行っているところでございます。

#### 達田委員

いろいろ町中を歩いていますと、このブロック塀は危ないかなというような所もありますし、あちこちで見受けられます。また、昨年あまり大きな台風ではなかったんですけども、その台風でブロック塀が壊れたとか、そんなこともお聞きしまして、危険というのは本当にいろんな所に潜んでいるなということを感じたわけなんです。それで、町のどういふところで、危険な目にあうかも分かりませんし、また子供さんが、危ない目にあって命まで落としてしまうというようなこともありました。ですから、早く取り掛かれるものは急いで取り掛かって、危険を解消してもらいたいというふうに思っております。そのためには市町村に対しての支援というのも強めていかなければいけないだろうし、国の支援、そして国から県の支援、本当にこういう体制を整えていただいて安全な町づくりのために是非御努力をお願いしたいと思います。

それと治山、山崩れ対策に今回たくさん予算がついておりますけれども、西のほうでたくさん山が崩れまして、そういう対策で非常にたくさんお金も掛かっているんだと思いま

すけれども、山が崩れないように対策をするという予防ですね。危ない所を、地元の人との協力も得ながら見つけていただいて、早め早めに対策をするというようなことも、是非、やっていただいて、どこで住んでいても安心・安全という状況を作り出していきたいなと思います。また引き続きお願いすることがたくさんあると思いますけれども、今日は状況をお聞きして終わりたいと思います。

仁木委員

2, 3質問させていただきたい。質問というか御指導させていただきたいと思います。

緊急性を要するというので、2年程前、一昨年と昨年と降水量というのが、平均降雨量というのが、毎年一定であったような気がするんですけども、これが減少しているのではないかなど。そのひずみがどこで出てくるのかなどということで、私は気象予報士ではありませんけれども、本年は雨が多い年になるかなというような観点から、雨の災害についての質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目については、52ページに記載がありますけれども、急傾斜の関係でいろいろな事業があります。これの砂防費の中においては、③番と⑤番と⑧番とあるかなと思いますけれども、まずは、この違いについてお教え願えればと思います。

山名砂防防災課長

まず③番でございますけど、急傾斜地崩壊対策事業でございます。これは、県が行う事業でございますして、国から補助を頂きまして行う事業になっております。それで採択する基準が、崖の角度が30度だとか、高さが10メートル以上だとか、国の基準がございまして、その基準に該当するような事業をするのが③番の急傾斜地崩壊対策事業ということで、これは県が事業主体でやっております。

次に、⑤にあります県単独急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、これにつきましては、先ほどの③にございます、県がやる、国から補助を頂いてやる事業に該当しないような小規模な崖崩れ対策でございますして、そういう小規模な崖崩れ対策から人命を保護するために、事業をしているものでございまして、こちらにつきましては、市町村が事業主体になりまして、それに対しまして県が、補助をするということでございます。これにつきましては、先ほどのこの採択基準の中で国は10メートル以上という崖の高さがございますが、こちらの補助の市町村がする事業につきましては、斜面の角度は30度以上というのは同じなんですけど、崖の高さが5メートル以上というところで若干緩和されたような形の採択基準にはなっております。⑧番目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、これにつきましては、年度内、例えば今年大雨が降って大きな崖崩れが発生し、そのまま放置すれば拡大の恐れがあるという、緊急的に対策をしなければいけないという事業に対しまして、国の補助を頂きましてやるような事業になっております。これが⑧番の緊急急傾斜地崩壊対策事業でございます。

仁木委員

これは全て、いわゆる受益者負担が発生する事業になっているのかということについて確認をお願いします。

山名砂防防災課長

それぞれ事業がございますけれども、この急傾斜地崩壊対策事業というものの、直接個人個人さんのお宅を守るというふうな意味合いが強いところがございます。そういうことから、地元の方の負担金というものを頂くことでやっております。あと、市町村が行う県単独急傾斜地崩壊対策事業というのがございますけれども、こちらのほうにつきましては、市町村が事業主体になっておりますので、市町村のほうで、地元の方からどのぐらい負担を頂くかということは決めておまして、それにつきましても市町村のほうで決めておるので、率の方は一定ではなかったと思いますが、ある程度の負担はするよう形になっていたと、記憶の中では思っております。

仁木委員

この中で県単の急傾斜地の崩壊対策事業については、非常に受益者にとっても地域においても使いやすいというか、非常に求められるような制度であると認識をしております。私も2、3年前といいますか、6年前に市議会議員をさせていただいて、その当時からこの部分については活用させていただいているところであるんですけども、これが市町村によっては順番待ちをしているような現状があるかと思っております。予算の関係等々いろいろな要因があるのかと思うんですけども、これについて現在、順番待ちの現状について簡単に結構ですので、どのような状況かというのをお教え願いたいと思っております。

山名砂防防災課長

ただいま、仁木委員から、県単独急傾斜地崩壊対策事業の市町村がどのぐらい要望を抱えているのかという御質問があったと思っております。この県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、先ほども御説明しましたとおり、市町村が事業主体の事業でございます。ちょっと個別の市町村がどのくらいという具体的な市町村名とかは、説明は差し控えさせていただきたいと思っておりますが、市町村に確認をしましたところ、要望を抱えている市町村というのは7市町村でございます。全体は24市町村でございますが、その内、急傾斜地の無い市町村が平地部でございますので、それを除く21市町村の内7市町村という状況でございます。

仁木委員

順番待ちという部分があるんですけども、今の中では御答弁いただけなかったんですが、多く抱えている所は非常に多く抱えております。例えばですけども、20を超えて抱えられている自治体もあります。いわゆる事業の着手が年間大体2、3件であるというような実態もありまして、これは何が悪いのかということ进行分析してみますと、先ほどの御答弁にありましたように、市町村が事業主体、県が補助するというような仕組み、スキームの中であれば、市町村が申請を上げてこなければ、採択するかしないかという議論にはならないというわけでありまして、いわゆる順番待ちがどれぐらいあるかということをお県のほうも把握したほうがいいのではないかなと私は思うんです。いわゆるこの申請を上げる、上げないの前に、こういう事業についてどれぐらいのニーズがあるのか、とい

うよりも必要とされている方がどれだけいるのかということについて認識していただいて、その点を市町村と協議していただくということも大事なかなと思います。私は、市町村の立場に立って話をしているわけではなくて、受益者、市民、また県民の立場に立って申し上げているわけなんですけれども、この点について御所見をお聞かせいただければと思います。

#### 山名砂防防災課長

先ほど多く抱えている市町村があって、そちらのほうと状況についてお話をということでございました。確かに多く抱えている市町村というのは、ごく少数ではありますが、あることは把握はしております。市町村のほうからも、多く抱えているのでという話は私のほうも聞いております。去年から話を聞いておまして、そういうことがございましたので、県のほうは要望の件数とかは、全然制限はかけていないので、どんどん上げてきてくださいという話も昨年もさせていただいたところがございます。どちらにしても各市町村から上がってくる事業ではございますが、家の裏の危険な所での対策ということもありますので、各市町村の要望も聞きながら事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

この件についてはまとめに入りますが、64ページの重点事業の中に、イの部分で、急傾斜地崩壊対策事業等と入っています。これは県単の部分を示す等であるかと思えますけれども、私はこれ少し問題というか、県のほうもそういう状況を分かっていたきたいなと思えますのは、やはり私もこの事業、制度を申請をする順番待ちに相談を受けた際に、入れていっていただいたという経緯もありますけれども、先ほど申し上げたように25件も対応してしましたら、年間の消化、着手が3件とかでありましたら、8年とか10年と掛かるんですよね。必要とされている方というのは、今から崩れそうな所であるとか、また崩れた後の部分であるとか、そういったところで御相談がきますので、8年も待っていたら今の状況では、家のほうに被害が及ぶ等々いろいろあると思うんです。

そこら辺も考えていただきたいということと、配慮いただきたいということと、それともう1点は、この順番待ちの期間が長かったら、そこでやめられるとか、それぐらい掛かるのであれば、もういいですと泣き寝入りしているというケースもいっぱいあります。だから20件が待っていたという今の実情があったとしても、実際は泣き寝入った分も含めたら20件では済まない状況でありますから、そういうようなことも、いろいろ配慮いただきたいと思っておりますので、この点も御参考にいただければと思います。この急傾斜の問題については以上でありますけれども、もう1点だけお聞かせ願いたいと思います。

これは大雨のことについての関連になるんですけれども、大雨の際に浸水の被害がありますけれども、これは今回の家屋についてではなくて、道路、通行上のものでありますけれども、浸水が起こった際に一番最初に地元地域でそれを確認するのは水防に出ている消防団の皆さん方であるとか、地域の協議会の皆さん方であるかと思うんですけれども、この浸水被害が出た際に道路を自動車で行き止まると、深みに入ってしまったらもう動けなくなるんです。ですから、その事前で交差点で通行止め等々をしなければならぬという判断は、地元で住んでいる方は分かるんですけれども、深みに入られる方というのは、

地元以外から来られる方が大体そういうような格好になっています。立ち往生してしまう。水の中に入って行ってストップしてしまう。こういうようなケースの際に、まずはどちらにこのことを御相談したらいいのか。これは警察なのか、それとも県の然るべき防災対策の何か本部があるのか、それとも市町村なのか。これ、通行のことに関しては通行止めするのは、やっぱり管理者とか警察の方でなかったらできないと思うんですけども、どういような報告をしたらいいのかということをお教え願いたいと思います。

尾田警備部長

一般的にケースバイケースで様々な対応があると思うんですけど、まず一番あり得るのは、警察に110番がかかってくるというケースが多いのかなと思います。やはり道路は道路管理者、県であれば県道、市道であれば市の管理のもとに行うんですけど、急を要する場合は警察に110番いただければ、警察の権限におきまして交通規制を実施します。それが、浸水が長期間に及ぶような場合になれば、道路管理者のほうに規制を引き継ぐということになりますけど、一時的にはもう警察に言っていただければ、県、市町村と連携しながら交通規制、例えば馬ですかね、物理的に侵入できないような馬を設置したり、しばらくの間、交通パトカーを配置して交通整理誘導とか、そういった事故車両が発生しないような措置は講じているところでございます。

仁木委員

同様にもう1点御質問しますけれども、いわゆる土手です。河川の土手の所もう回路として使わなければならないような状況が来る時もあると思うんですけども、そういうような際というのは、どちらに御相談したらいいのかということも併せて御指導いただければと思います。

尾田警備部長

通常、車両が通行できない土手というケースだろうと思うんですけど、そこに対して警察がう回路として通っていいですよというのは、なかなか施設管理者の立場上、権限がありますので言えませんので、警察としてはそこを通らないようなう回路を教示していただくし、そこをもし、緊急的に通る必要があるのであれば、やはり管理者のほうの許可を得て、ガードマンと安全対策を講じたうえで通行していただくという方法になろうかなと。いずれにしても、やはり警察と施設管理者のほうで協議事項になろうかと思えます。

仁木委員

管理者のほうからは何かあればいいかなと思ったんですけども。

赤堀河川整備課長

仁木委員のほうから、大雨時に、土手の上をう回路として活用できないかといった御質問がございました。一般的に、河川管理道は、道路法上の道路として占用されていなければ、舗装もされておられません。そういった所を通行していただくのは、照明もなければ見通しも悪いことから、危険もあろうかと思えますので、河川管理者から、積極的に通行し



てくださいとは、言いにくいのではないかと考えております。

仁木委員

ケースバイケースに応じてということだというふうな感じで、一応理解はしておきますけれども。

赤堀河川整備課長

先ほどのようなシチュエーションといたしますか、大雨が降っている状況でありましたら、当然、水防活動等の必要な場合も想定されますので、そういったことから考えますとケースバイケースといたしますか、なかなか我々のほうからは通行していただきとはならないのかなというふうに考えております。

仁木委員

今説明をいただいたことを踏まえながら、この雨期も地元で乗り切っていきたいと思えます。あとため池の件とか地籍調査の件とかいろいろあるんですけれども、この件については後日、勉強もさせていただきながら、いろいろ御指導いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

西沢委員長

今の関連で、まず河川の堤防の話が出ましたけど、砂利の話ですね。前から河川砂利が段々溜まってきて問題になって、前は掘った河川砂利を取ってそれを捨てる場所がないという中で、長い間放置されていると、そのままになっている。そういう所がありましたけれども、最近はどうですか。大体計画どおりにいっているんですか。

赤堀河川整備課長

河川砂利の堆積土砂についての御質問だと思います。昨今、土砂の堆積が進み、河道掘削等が必要になっている所がたくさんあるといった状況でございます。河川砂利につきましては用途規制が昔かかっておりましたけれども、最近緩和いたしまして様々なものに使えるようになったことで、例えば海部川におきましても、民間との共同とか地元のほうでも使えるようにといった形の取組を展開しております。課題としまして、委員のおっしゃるように、土捨て場の話もありますので、地元の市町村とも協力しながら対応させていただいております。

西沢委員長

前は河川砂利を取ったら捨てる、コンクリートに使うというような形だったんですけども、いろいろ考えてみましたら、最近田んぼ、畑をもういらないと都会のほうに行った人が、放置しているような所もかなりあるんですよね。作ってない所とか、もう作らないと。そういう所を利用して河川砂利を置くと。例えば置くだけでなく置いた所を避難場所にするとか、山を利用して例えば、急傾斜とか崩れかけているような山を利用して囲ったら余計経費が効率良くいけるかなと。そういう所を利用して避難場所にする。避難場所

にする中で、その中に河川砂利を放り込むということをすれば一石三鳥ぐらいの効果があつたりする可能性もありますよね。だから時代は大分変わってきたので、いろいろな使い方ができるのではないかなと、県自身が指導してできることもあるのではないかなと思うんです。海部川は県下一番で砂利の対策をやってもらっている。でも海部川だけではないですよ、日和佐川なんかでも大変ですよ。いろいろな所で溜まって大変という所もありますので、もう一回対策そのものを見直して、いろいろな方向で使えると思いますので検討してほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

#### 赤堀河川整備課長

先ほど砂利を活用して、例えば盛り土をして、避難する場所に使うとか、例えば何年か前に小松島市のほうで園瀬川の河道掘削の土砂を活用いたしまして、避難できる丘を作ったという事例もございます。そういった事例もありますので、地元の市町とも十分協議しながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

#### 西沢委員長

今までの避難タワーなどでいうと、造ったが、津波の高さは変わって、全く使い物にならない、億単位で造ったものが全く使いものにならないと。でも、そういう砂利の中に入れてするということになると、また継ぎ足していけるんです。避難タワーがだめになったのはどうしてかと言うと、上に合わせた強度で地盤を作ってますので、上に継ぎ足すのはできないと。じゃあ基から継ぎ足すというのを考えてやるというのは、なかなか国は認めてくれないというところで、砂利で埋め立ててやるとなると継ぎ足しはできますので、そういう効果はもっとあるのと違うのではないかなと。津波の高さが変わってもやり方があるのではないかなというように思いますよね。いろいろなやり方があると思うのでゼロから見直してもらっていい方向を見付けてもらいたいなと、そして大変な所を早くなんとかしてほしいなと。洪水だけでなく、津波対策にもある程度クッション材として、河川は砂利を2メートル取ったら2メートルの高さだけは軽減されるということがありますので、是非とも早急にそういう対策をやってほしいなというふうに思います。

もう一つです。14ページに、徳島県の消防防災航空隊の事務所、止水板設置工事請負契約、限度額が8,000万円幾らか書いてありますけれども、ここの金額と76ページの止水板で警察航空隊止水板設置事業985万円、78ページ、これも止水板の工事で7,425万円いろいろありますけれども、内容をもっと教えてください。

#### 佐藤消防保安課長

ただいま、消防防災航空隊事務所の止水板設置工事について御質問いただきました。消防防災航空隊事務所の地盤なんですけど、県の浸水想定におきまして、若干、1メートル未満なんですけれども、浸水する恐れがあるとの想定がなされております。これまで優先順位に従っていろいろな対策を進めてきた中、消防防災航空隊事務所につきましても、どうしてもへりはしっかりと災害対応に使わなければいけないものでございますので、今回、緊急防災減災事業債を活用して止水板の設置を行うというものでございます。今年度は設計費と、できるだけ早く工事する必要がございますので、設計が終わり次第工事にかかる

ということで1,200万円を、来年度は一連で終わりませんので、継続する工事費8,100万円に事務費を足した8,175万円を債務負担でお願いしているものでございます。

楠警備課災害対策官

警察航空隊止水板設置事業の概要について御説明します。令和元年度当初予算では、松茂町にある警察航空隊の庁舎止水板及び工事に要する費用を計上しております。工事は令和2年までの2か年で行うことから令和元年の設計工事費として985万円、令和2年の債務負担行為として7,425万円をそれぞれ計上しているところでございます。

西沢委員長

今言ったのは、14ページの8,175万円の分ですかね、金額を足したら8,000万円幾らになると。そしたら、この後の76ページの985万円。78ページの7,425万円、これは二つを足したということですか。

石川警備課長

今御説明いたしましたとおり、令和元年の設計工事費といたしまして985万円。それから令和2年の債務負担行為といたしまして7,425万円を足した分でございます。

西沢委員長

それはそれで分かりました。でも内容的には先ほど言いましたように、飛行場というのは1メートル弱つかるといえるのですか。

佐藤消防保安課長

県の被害想定に基づく飛行場の状況でございますが、基本的に滑走路とその他につきましては、今回の被害想定を見ますと浸水の恐れはないとなっております。消防防災航空隊事務所は、それよりちょっと西の際にございまして、若干地盤が低いのか1メートル未満約60センチメートル程度の浸水想定ということでありまして、それでは支障が出るということで今回対策をするものでございます。

西沢委員長

県のヘリコプター同じ所にありませんか、県のヘリコプターの事務所というか。基地というか。引っ付いていますよね。確か警察とね。県のほうはどうするのか。一緒に止水板やるのですか。

佐藤消防保安課長

県の消防防災航空隊事務所と隣接しており、一体となっている建物でございますので、基本的に今回先ほど説明がありました警察本部と一緒に工事をするというものでございます。

西沢委員長

分かりました。でも、高さがぎりぎりですか、上げるのが。非常に重要な施設なんで掛け率をもっと上げてほしいですね、安全度を。1. 幾ら位では少し厳しいですね。今から言っても難しいかも分かりませんが、重要度に合わせて安全度をもっと上げないといけないと思いますよね。

今までの流れでは、防災計画というは何回かやり直ししましたよね、津波の高さも段々上がってきて、さっき言った津波タワーなんかも、作ったが、一つも役に立たないというふうな状態になってしまっている。特に安全性を要するものはそういうことを考えて、より高くする必要があるかなというふうに思います。今更、言っても難しいかも分かりませんが、その時にはヘリコプターは空へ逃げるんですか。地震が来て津波が来そうだという時には、当然ながらどのくらいの津波が来るか来てみないと分からないと。その中では、まずヘリコプターはどこかへ避難するという形にはなっているのですか。

佐藤消防保安課長

東日本大震災以降、既に8年も経っておりますので、まずはソフト対策としてすぐにヘリコプターを退避させるということで、長期間になる場合には、退避先として高松空港を選定しているところでございます。

西沢委員長

もう一つは、25、6年前にどこかの町がつかって、防災無線が1階にあってですね、つかってしまうというふうな状況がありました。それから以降、防災無線を設置している場所そのものの高さが問題になったことがあります。この航空隊のそういう無線そのものは、1階というか地上1階にあるんですか。

佐藤消防保安課長

今、御指摘がありました航空隊の事務所自体は1階にございますので、そういう意味で今回入口全てを止水するという工事を行うものでございます。

西沢委員長

できたら、本体そのものを上にあげて、マイクぐらいいは使いやすいようにしなければいけないと思いますけども、マイクぐらいつかっても本体がつからなかつたらマイクは補充できますので、そういうことも踏まえて対策をやってほしいと思いますが、どうでしょうか。

佐藤消防保安課長

今、できるだけ高いところという話でございます。建物の構造上2階がないということではございますが、できるだけ工夫をし、特に重要機器につきましては、不測の事態も想定した対応をしっかりと取ってまいりたいと考えております。

西沢委員長

そうですね。緊急にしなければならないことは、できるだけ早くできるような体制は

いると思いますけれども、そうでないものはできるだけ上のほうに上げておいて、問題の無いように。1か月つかってもいけるような、そういう構えも二段構えにしなければいけないと思います。そういうことで、その止水板だけでなく対策を全面的に見直しをしてほしいなというふうに思います。これで終わります。

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ、以上で質疑を終わります。

次に委員会視察についてであります。県外視察の日程については、6月定例会閉会后、常任委員会の県外視察後に実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

次に県外視察の視察箇所についてであります。委員の皆様におかれましては、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただき、後日、委員の皆様の御意見も踏まえた視察日程案を作り、お示ししたいと思います。このような取扱いでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（12時11分）